

# 令和 7 年度第 6 回三郷区地域協議会

## 次 第

日時：令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 6 時 30 分～  
会場：三郷地区公民館 2 階 集会室

### 1 開会

### 2 自主的な審議

- ・三郷小学校閉校後の諸課題について
- ・三郷区の人や自然など美しい風景の魅力発信について

### 3 その他

### 4 閉会

【次回協議会　：　11 月 27 日（木）午後 6 時 30 分～、三郷地区公民館】

## 三郷区地域協議会の取組について

### 1 地域協議会について

- ・地域協議会は、身近な地域の課題について、そこで暮らす住民の皆さん自らがその解決方法等を議論し、地域としての意見を取りまとめ、市長に伝えるための機関です。
- ・市内 28 の地域自治区に設置され、地域協議会委員は地域自治区内に住所がある公募に応じた人の中から選任されます。
- ・現在の三郷区地域協議会委員の任期は令和 6 年 4 月 29 日から令和 10 年 4 月 28 日までです。定数は 12 人です。

### 2 地域協議会の取組について

#### (1) 協議会の開催状況

令和 6 年度 10 回開催

令和 7 年度 6 回開催（10 月 23 日現在）

※公開会議、会議録は市のホームページ等で公開



#### (2) 協議会の役割

##### ① 質問・答申

質問とは、市長が政策判断の参考とするため、例えば、公共施設の設置・廃止など、地域協議会に対して「区域の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

地域協議会は、質問された事項について審議し、その結果を市長に答申します。

##### ② 自主的審議

地域協議会は、地域における課題等について自主的に審議することができます。審議の結果については、必要に応じて、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

三郷区地域協議会では、自主的な審議のテーマとして、「三郷区の人や自然など美しい風景の魅力発信について」と「三郷小学校閉校後の諸課題について」に取り組んでいます。

#### (3) その他

地域協議会の活動内容は、「地域協議会だより」（年 3 回程度）で全戸周知しています。

### 三郷小学校閉校後の諸課題について

○第4回三郷区地域協議会（R7.8.28）で出た課題と確認できたこと

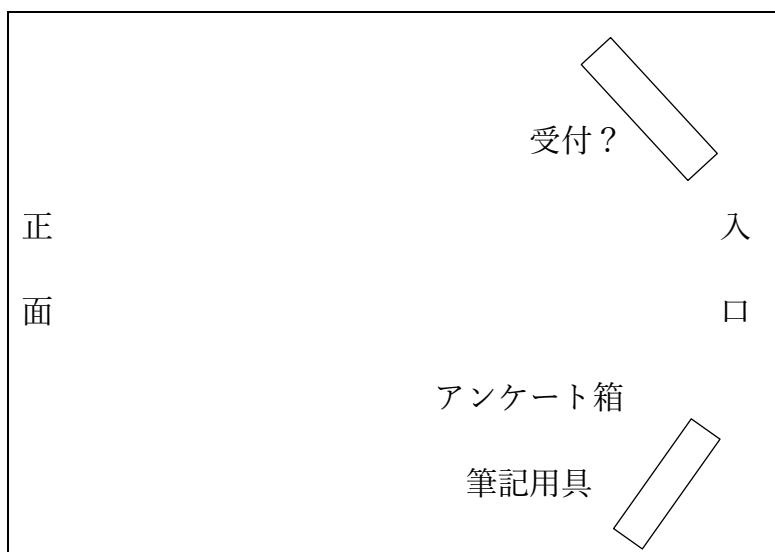
	課題	確認できたこと
1	<b>地区のイベント会場として使いたい。（体育館とグラウンド）</b> ・運動会や夏祭り ・コンサートなど ※関係課…教育総務課	・イベントの際、事前に申請手続をすれば、使用可能。 ・但し、グラウンドについては、民間への売却や貸付を検討していく（それまでの間は利用可能）。
2	<b>指定避難所としての機能が維持できるのか不安。（体育館）</b> ※関係課…危機管理課	・引き続き、指定避難所として維持していく予定。改めて関係町内会との協議を行い決定する。
3	<b>スポーツ団体等の練習は（体育館とグラウンド）</b> ※関係課…教育総務課	・体育館は、学校施設開放事業と同様の扱いで、これまでどおり利用できる。 （グラウンドはNo.1のとおり）
4	<b>施設管理はどうなるのか心配</b> ※関係課…教育総務課	・市が管理者として、適切に管理する。

令和7年10月23日現在

## みてみて三郷！！写真展の当日の留意事項

\*展示会場は、2階のみとする。1階の和室は昼食や休憩等に利用する。

- 1 責任者は鍵管理人の土田さん宅で鍵を借りてきて、開閉、施錠をする。
- 2 責任者とメンバーで作業の確認を行う。
  - ①来場者アンケートを配る担当者決める。他の人は展示の確認と来場者対応
  - ②受付(?)反対側の机上に、筆記用具とアンケート入れの箱確認（前日準備済）
  - ③次の担当者に引き継ぎ事項がある時は次の方法で実施  
(午後の担当者へ：口頭、翌日の人へ：メモ等を受付机上に残す)
- 2 協議会委員のアンケートについて（用紙は当日責任者が配付）
  - ①用紙は黄色とし、最後の担当の時に記入しアンケートの箱に入れる
- 3 その他
  - ①9日片付けは1階の和室に全部移動しておく
  - ②問題が発生した場合は、責任者を中心に相談して対応する。判断に迷う場合は、保坂会長に連絡する。



【会場図】 パネルの位置は、写真の枚数により前日決定する！